

京都府立学校授業力等向上ラボ支援事業 Q & A

1 目的

Q1 本事業のねらいは何ですか。

A1 本事業は、中堅教職員の研究意欲に応えるため、主体的・継続的に研究に取り組める環境を整備するものです。より高度で優れた教育実践等を行う中堅教職員を育成するとともに、若手にその姿を見せることにより、学び続ける教職員を継続的に育成し、公教育を推進することを目的としています。

また、京都府全域でより広い範囲での学び合いが可能となり、これまでの研修受講や赴任各校での経験等によって育まれた教職員同士のつながりが、ラボを通じてさらに発展し、深化した研究となることを期待するものです。

Q2 本事業の研究内容や活動は、どのような内容であっても広く認められますか。

A2 要綱第4条にも記載のとおり、本事業は以下の研究活動を支援するもので、どのような内容であっても認められるというものではありません。

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることにより、高度で確かな学力をはぐくみ、かつ進路の実現にも資する教科指導の研究等に関すること
- (2) 多様な障害の特性に対応できる特別支援教育及び特別支援教育の観点踏まえた通常学級における効果的な授業の研究等に関すること
- (3) 学校教育目標等を踏まえた学校事務の専門性及びマネジメント力の向上等に関すること

Q3 働き方改革を進めている中、新しく仕事が付加されることにはなりませんか。また、ラボ参加者の負担となりませんか。

A3 本事業は、参加を強いるものではなく、原則として自ら手を挙げ希望して申請するものであり、働き方改革と相反するものではないと考えます。

また、働き方改革の目的は、職場や自らのこれまでの働き方を見直す中で、自己研鑽の時間を生み出し自らの力量を高めたり、職業生活を充実させたりすることにより、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことにあり、本事業は働き方改革の理念に沿ったものであると考えています。

2 対象

Q4 キャリアステージ2後半及び3に該当する教職員が対象となっていますが、他の教職員はラボに参加できますか。

A4 参加できます。

ただし、ラボの構成及び代表者については、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」に示すキャリアステージ2後半及びキャリアステージ3に該当する教職員並びに中堅教諭等資質向上研修等を受講した教職員が中心メンバーであることが必要です。

3 ラボの形成

Q5 ラボの参加者は何人でもよいのですか。また、どのように形成すればよいのですか。

A5 共同で研究するという趣旨から、人数は3人以上で、かつ10人程度が適当と考えています。研究内容や研究目的を同じくする複数校の教職員でラボを形成することになります。同一教科等のメンバーが相互に声を掛け合い、また、学校管理職員や指導主事等に相談するなどして形成することが考えられます。

指導助言者や形成全般についての相談等があれば、教職員人事課教職員人材育成係まで連絡してください。

Q6 複数のラボに、かけ持ちして参加することはできますか。

A6 禁止はしていません。

ただし、所属校長の許可のもと、勤務時間内における活動を認めているところですので、学校での業務に支障がないようにするとともに、所属校長の確認及び双方のメンバーに確認をするようにしてください。

Q7 指導助言者をラボに含めるのはなぜですか。

A7 ラボは、教科指導力等の一層の向上を目的として教職員が共通のテーマの下で主体的に研究に取り組むものですが、指導助言者として指導主事等が参加することにより、最新の研究動向を踏まえた指導助言を受けることができるからです。

また、研究テーマに沿った円滑なラボ運営のためにも、経験豊富な指導助言者から適切なアドバイスを受けることが必要と考えています。

4 研究内容

Q8 研究テーマは、どのようなものが考えられますか。

A8 各教科における探究をはじめ、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する実践的研究、指導と評価の一体化、多様な障害の特性に対応できる特別支援教育及び特別支援教育の観点を踏まえた通常学級における効果的な授業研究、そして学校教育目標等を踏まえた学校事務の専門性及びマネジメント力の向上等に向けた研究がテーマの大枠として考えられます。

具体的には、それぞれのラボ内で協議し、直面する課題等に従って決定してください。

活動するに当たっては、研究内容が申請書に記載した「研究テーマ」、「研究（活動）計画」等から逸脱することがないように注意してください。

5 研究活動の期間

Q9 研究期間の延長を希望する場合は、改めて申請が必要ですか。

A9 延長を希望する場合、改めて申請書及び参加者名簿を提出する必要があります。延長は1回を上限とし、本事業での活動期間は最大2年間となります。

なお、ラボ活動期間にメンバー等の変更があっても、ラボの名称、研究テーマ、研究目的等が同じ、または一部変更されたラボは、同一のラボと考えます。

Q10 活動を終了したラボのメンバーが、新たにラボを形成することは可能ですか。

A10 可能です。

本事業は、ラボの活動を契機とし、教職員間のネットワークを通じて研究成果を波及させることも目的としています。

新たにラボを形成する場合、研究内容や活動メンバーを更新する等、これまでに参加したラボのものと変化をつける必要があります。なお、構成については「A4」を参照してください。

6 申請及び認定

Q11 申請の際に校長の同意は必要ですか。

A11 ラボ参加希望者は、申請前に必ず所属校の校長に相談等してください。

また、申請書の内容も校長に報告してください。研究のために校務に支障が生じないように、また、研究成果を各学校等に還元するためにも必ず校長の

了解を得てください。

Q12 申請には何が必要ですか。

A12 要綱第6条第1項に定めたとおり、申請書(別記第1号様式)及び参加者名簿(別記第2号様式)の提出が必要です。

申請書には、「申請区分」、「研究テーマ」、「研究の目的」、「研究内容」、「研究成果の波及方法」、「研究(活動)計画」、「予算計画」等を、参加者名簿には、ラボ参加者、指導助言者等必要事項を記入してください。

なお、「予算計画」については「A15」、「A16」、「A17」を参照の上、予算の範囲内で記入してください。

申請書及び参加者名簿は、代表者が作成し提出期限までに教職員人事課教職員人材育成係宛て提出してください。

Q13 延長の申請をする際、参加者の変更や研究テーマの変更はできますか。

A13 ラボの参加者及び研究テーマは原則1年目と同様となります。

ただし、1年間の研究実績を踏まえ変更する場合はその限りではありません。参加者の変更や、代表者、指導助言者の交代が予想される場合は、申請前に教職員人事課教職員人材育成係に連絡してください。

Q14 審査、認定はどのように行われるのですか。

A14 申請のあった研究の目的、内容等を事業の趣旨に照らして審査委員会で審査し、その審査を経て認定の可否を決定することとなります。予算に限りがあることから全てのラボが認定されるとは限りません。

7 研究活動の支援

Q15 活動する際の注意点はありますか。また、活動場所はどのようなところが想定されますか。

A15 勤務時間内にラボの活動を行う場合は、事前に必ず校長の許可を得て、校務に支障のないように実施してください。

また、研究内容は、申請書に記載した「研究テーマ」、「研究(活動)計画」等から逸脱することがないように注意してください。

活動場所としては、京都府総合教育センター、京都府総合教育センター北部研修所等が想定されます。また校長の許可を得た場合は、ラボ参加者の所属する学校施設を使用することも可能と考えています。

なお、施設の借用にあたっては、申請手続が必要となりますので注意してください。

また、メール、SNS、Web会議システム等を活用するなど、実施形態も工夫してください。ただし、活用にあたってはセキュリティや情報モラル等について十分留意してください。

Q16 研究のための出張は認められますか。

A16 ラボ認定後に活動を開始することとなります。

ラボの研究会、ラボの研究内容と関連のある他校の公開授業等の参観、先進的事例の視察など、校長の許可を得て予算の範囲内で出張が認められます。

勤務時間内に所属校を離れてラボの活動を計画する場合、申請書の「8 予算計画 (1)旅費」に必要事項を記入してください。審査の上、該当校に予算配当します。該当者は、年間を通して旅費の執行状況を把握してください。併せて、それぞれが参加しているラボ全体に係る執行状況の把握も必要です。

Q17 専門的な指導を受けるため、セミナー等に参加することはできますか。

また、大学等から専門家を講師としてラボの活動に招くことはできますか。

A17 研究セミナー等に参加することは可能です。

参加を計画する場合は、事前に所属校の校長の了解を得てください。その上で、参加費等が必要な場合については、申請書の「8 予算計画 (2)研究会等参加費」に必要事項を記入してください。 審査の上、該当校に予算配当します。該当者は年間を通して執行状況を把握してください。

なお、セミナー等の参加にあたっては、校長の許可を得るとともに、参加費等が必要な場合は、参加決定後速やかに必ず事務長等に連絡、相談してください。

また、大学等から専門家を招いた場合、謝礼金等は助成の対象にはなりませんので注意してください。

Q18 研究に関する図書等の購入はできますか。

A18 図書等の購入希望がある場合は、申請書の「8 予算計画 (3)図書等購入費」に必要事項を記入してください。審査の上、京都府総合教育センターにおいて購入し、ラボに貸し出す形式となります。

8 研究成果の報告

Q19 研究の内容、成果を発表する機会がありますか。

A19 ラボの研究成果について、京都府教育委員会が実施する成果報告会のほか、京都府総合教育センター研究紀要への執筆や研修講座における発表等の機会を得ることもできます。ほかに、京都府教育委員会等が主催する各種研修会、研究会等での発表機会や、ICTを活用した成果共有の機会など、様々な機会において成果の還元が期待されるところです。

なお、上記とは別に、要綱第8条に定めているとおり、研究成果を教育長に報告する必要があります。